

# 国家発展と改革委員会通達

特急 発改価格 [2006]7号

---

## 「再生可能エネルギーの発電価格と費用分担に関する 管理試行方法」についての国家発展と改革委員会の通知

各省、自治区、直轄市発展委員会、物価局、電力公司、国家電力網公司、南方電力網公司：

再生可能エネルギーの開発利用を促進させるために、「中華人民共和国再生可能エネルギー法」に基づき、国家発展と改革委員会は再生可能エネルギーの発電価格と費用分担に関する試行方法」を検討・制定した。本日「本方法」を皆様に配布し、それに基づいて実行し、実行中に問題があれば、国家発展と改革委員会に報告するよう希望する。

付録：「再生可能エネルギーの発電価格と費用分担に関する管理試行方法」

中華人民共和国国家発展と改革委員会

2006年1月4日

キーワード：再生可能 エネルギー 電気料金 管理 方法

付録：

## 再生可能エネルギーの発電価格と費用分担に関する管理試行方法

### 第一章 総 則

**第一条** 再生可能エネルギーの発電産業の発展を促進させるために、「中華人民共和国再生可能エネルギー法」と「価格法」に基づいて、本方法を制定する。

**第二条** 本方法の適用範囲は風力発電、バイオマス発電、(農林業廃棄物の直接燃焼とガス化発電、ごみ燃焼とごみ埋立てによるガス発電、メタンガス発電を含む)、太陽光発電、海洋エネルギー発電と地熱発電である。水力発電価格は当分、現行規定を執行する。

**第三条** 中華人民共和国域内における再生可能なエネルギーの一発電プロジェクトに関しては2006年及びその後、政府主管部門の建設許可、または批准を取ったものは本方法を執行する。2005年12月31日以前、政府主管部門の建設許可、または批准を得たものは現行の関係規定に従う。

**第四条** 再生可能エネルギーの発電価格と費用分担の基準は発展促進、効率向上、管理規範、公平負担という原則に基づいて制定する。

**第五条** 再生可能エネルギーの発電価格は政府決定価格と政府指導価格という二種類の形式を取る。政府指導価格は即ち入札を通じて決めた落札価格である。

再生可能エネルギーの発電価格は現地の脱硫煤焼き発電ユニットの系統連結基準価格を上回る差額は全国省レベル及びそれ以上の電力網における売電量によって分担される。

## 第二章 電気料金の制定

**第六条** 風力発電プロジェクトの系統連結電気料金は政府指導価格を実行し、電気料金基準は国务院価格主管部門が入札で形成された価格に基づいて決める。

**第七条** バイオマス発電プロジェクトの系統連結電気料金は政府決定価格を実行する場合、国务院価格主管部門が地域を分けて基準電気料金を制定し、電気料金基準は各省（自治区、直轄市）2005年脱硫煤焚き発電ユニットの系統連結基準電気料金と補助電気料金から構成される。補助電気料金の基準として0.25元/kWhである。発電プロジェクトが稼働日から15年以内に補助電気料金の優遇を受け、稼働が15年を過ぎた後、補助電気料金の優遇がなくなる。2010年から毎年新たに建設許可、また批准された発電プロジェクトの補助電気料金は前年建設許可、可また批准されたプロジェクトより2%ずつ逡減する。発電消費カロリーの中に通常エネルギーが20%を超える混合燃焼発電プロジェクトは通常エネルギー発電と見なされ、現地の煤焚き発電所の基準電気料金を実行し、電気料金補助の優遇を受けることはできない。

**第八条** 入札を通じて投資者を決めるバイオマス発電プロジェクトの系統連結電気料金は政府指導価格を実行し、つまり、落札価格を実行する。ただし、所在地の基準電気料金を超えてはいけない。

**第九条** 太陽光発電、海洋エネルギー発電と地熱発電プロジェクトの系統連結電気料金は政府決定価格を実行し、その電気料金基準は国务院価格主管部門が合理的なコストに合理的な利潤を加える原則に基づいて制定する。

**第十条** 公共再生可能エネルギーのミニグリッドがユーザへの売

電価格は現地省レベルの電力網における分類販売電気料金を実行する。

**第十一条** 電力ユーザが自分から進んで再生可能エネルギーの電気を購入するよう奨励し、電気料金が再生可能エネルギーの発電価格にプラス電力網の送配電の平均価格を実行する。

## 第二章 費用支払いと分担

**第十二条** 再生可能エネルギーの発電プロジェクトの系統連結電気料金は現地の脱硫煤焼き発電ユニットの系統連結基準価格を上回る部分、国家投資或いは助成で建設された公共再生可能エネルギーのミニグリッドのランニング費用が現地の省レベルの電力網における平均売電価格を上回る部分、または再生可能エネルギーの発電プロジェクトの系統連結費用などは電力ユーザに電気料金付加費を徴収する方法で解決する。

**第十三条** 再生可能エネルギーの電気料金付加費を省レベル及びそれ以上の電力網会社のサービスする電力ユーザ（省電力網会社の一括販売対象、自家用発電所を持つユーザ、発電所から直接買電する大手需要家を含める）から徴収する。地区、県の自給電力網、チベット地区及び農業生産に従じる電力ユーザは当分免除される。

**第十四条** 再生可能エネルギーの電気料金付加費は国务院の主管部門によって査定・決定され、電力ユーザの実際使用量に応じて徴収し、全国で統一基準を実行する。

**第十五条** 再生可能エネルギーの電気料金付加費の計算式は次の通りである。再生可能エネルギーの電気料金付加費=再生可能電気料金付加総額/全国上乘せ販売電量再生可能エネルギーの電気料金付

加総額=Σ [(再生可能エネルギーの発電価格-現地省レベルの電力網  
脱硫煤焚き発電ユニット基準価格) × 電力網の購入する再生可能エ  
ネルギーの電量+ (公共再生可能エネルギーのミニグリッドのランニ  
ング費用-現地省レベルの電力網における平均売電価格×公共再生  
可能エネルギーのミニグリッドの売電量) +再生可能エネルギー発電  
プロジェクトの系統連結費用及びその他の合理的な費用] 中には：

(1) 全国上乘せ売電量=企画期間中全国省レベル及びそれ以上の電  
力網会社の売電総量-農業生産用電量-チベット電力網の売電量。(2)  
電力網で購入する再生可能エネルギーの電量=企画の再生可能エネ  
ルギーの発電量-工場用電量。(3) 公共再生可能エネルギーのミニ  
グリッドのランニング費用=公共再生可能エネルギーのミニグリッ  
ドの経営コスト× (1+付加価値税率)。(4) 再生可能エネルギーの発  
電プロジェクトの系統連結費用及びその他の合理的な費用は再生可  
能エネルギーの発電プロジェクトの系統連結のため発生する工事投  
資とランニング費用を指し、政府関連部門の許認可された設計文書  
に依拠する。政府が送配電コストを明確にする前に系統連結費用を  
再生可能エネルギーの電気料金付加費に計上される。

**第十六条** 省レベルの電力網会社の上乗せ販売電量が全国電力  
網上乘せ販売電量に比例して、各省レベルの電力網会社の負担すべ  
き再生可能エネルギーの電気料金付加費を決める。計算式は次の通  
りである。各省レベルの電力網会社の負担すべき電気料金付加費の  
額=全国再生可能エネルギーの電気料金付加費の総額×省レベル電  
力網会社のサービス範囲内における上乘せ売電量/全国上乘せの売  
電量。

**第十七条** 再生可能エネルギーの電気料金付加費は電力網会社  
の売電料金に計上され、電力網会社はその料金を領収し、単独で記

帳し、専門に使用する。関わる税収の優遇政策は国務院の定められた具体的な規定に基づいて実行する。

**第十八条** 再生可能エネルギーの電気料金付加費は国務院価格主管部門が再生可能エネルギーの実際発展状況に応じて調整し、調整期間を一年間下回ってはいけない。

**第十九条** 各省レベルの電力網会社は実際支払った補助電気料金及び発生する再生可能エネルギーの発電プロジェクトの系統連結費用とその分担すべき再生可能エネルギーの電気料金付加費の差額は全国範囲内で統一的に按配する。具体的な管理方法は国家電力監督部門が本方法に基づいて制定し、国務院価格主管部門に報告し、許認可を取る。

#### 第四章 付 則

**第二十条** 再生可能エネルギーの発電会社と電力網会社は再生可能エネルギー発電のネットワークにおける取引量、価格と金額等関連資料を真実且つ完全に記載・保存し、主管部門、電力監督機構及び監査部門の検査と監督を受ける。

**第二十一条** 本方法の関連規定を実行せず、会社と国家利益に大きな損失をもたらした場合、国務院価格主管部門、電力監督機構及び監査部門がそれに対して審査を行い、主要責任者の責任を追及する。

**第二十二条** 本方法が2006年1月1日から実行する。

**第二十三条** 本方法に関しては国家発展と改革委員会が責任を持って解釈する。